

会計検査院規則第一号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年一月七日

会計検査院長 森田 祐司

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一局財務検査第二課の事務分掌事項欄中「公正取引委員会」の下に「、カジノ管理委員会」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

新旧対照

◎会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）（抄）

改正後

改正前

傍線部分が改正箇所

別表（第八条、第九条関係）

局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第一局	(略)	(略)
(略)	財務検査第二課	国有財産の検査の総括 人事院、内閣府の沖繩の振興及び開発に係る経理、公正取引委員会、カジノ管理委員会、消費者庁、財務省理財局の所掌に属する国有財産、貨幣回収準備資金に係る経理、財務省の財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定に係る経理（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国民生活センター、公益財団法人塩事業センター及び日本たばこ産業株式会社の検査に関する事務

別表（第八条、第九条関係）

局	課及び上席調査官	事務分掌事項
第一局	(同上)	(同上)
(同上)	財務検査第二課	国有財産の検査の総括 人事院、内閣府の沖繩の振興及び開発に係る経理、公正取引委員会、消費者庁、財務省理財局の所掌に属する国有財産、貨幣回収準備資金に係る経理、財務省の財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定に係る経理（他の課の所掌に属する分を除く。）、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人国民生活センター、公益財団法人塩事業センター及び日本たばこ産業株式会社の検査に関する事務